

# 計画の基本的方向

## 1 基本理念

前期計画では、今後の少子化の進展に対応するため、次世代育成支援対策推進法及び行動計画策定指針を踏まえ、次の基本理念を掲げ計画を推進してきました。

本計画は、平成17年度から26年度までの10年間の集中的・計画的な取組を定めることとしており、計画期間は5年間で1期とすることとされています。

このため後期計画は、最終年度である平成26年度における最終目標の達成をめざし、前期計画との連続性及び整合性を維持するため、基本理念を継承し、後期計画においてもこの理念に基づき推進することとします。

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ

## 2 基本目標

次世代育成支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

### 基本目標1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。

次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合うため、子育てネットワークの形成を推進します。

### 基本目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。

医療機関等との連携により、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。

### 基本目標3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び，暮らしの中で伸ばさせることができるよう，家庭，学校及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

### 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

事故や犯罪の被害から子どもを守るため，地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち，活動できる重要な要素となる住まい，地域，生活環境，道路交通環境などの整備を行い，良好な環境の中で生活できるよう支援します。

### 基本目標5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

育児休業などの各種法制度の普及・定着や，子育てしやすい就業形態の導入など，企業に対し子育てに対する理解や協力を働き掛け，男女が協働して家庭責任を担うことができる就労環境の整備に努めます。

子育てや地域活動，趣味の活動など，「家庭」と「仕事」がうまくバランスのとれた生き方の実現に向けた気運を醸成します。

若者が住み慣れた地域の中で将来設計を立てられるよう，企業・国・自治体が連携して，安定した雇用促進に向けての取組を推進します。

### 基本目標6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

社会問題化している児童虐待の防止対策を始め，ひとり親家庭等の自立支援，障がい児施策など，様々な状況にある支援が必要な子どもとその保護者の成長を支えていくため，保健，福祉，医療などの関係機関の連携を強化し，効果的な取組を推進します。

### 3 施策の体系

前期計画の評価・課題や国の策定指針を勘案し、次のとおり施策の体系を設定します。

基本理念

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまちくれ

基本目標

重点施策

1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり	地域における子育て支援の充実 保育サービスの充実 子育て支援のネットワークづくり 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進
2 すこやかに生み育てる環境づくり	子どもや母親の健康の確保 「食育」の推進 思春期保健対策の充実 小児医療の充実
3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり	次代の親の育成 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上 青少年の健全育成及び非行等への対応
4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり	子どもの安全の確保 安心して外出できる環境の整備 安全・安心なまちづくりの推進
5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり	ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し 子育てと仕事の両立の推進 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進
6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり	児童虐待防止対策の充実 ひとり親家庭等の自立支援の推進 障がい児施策の充実